

通所介護・地域密着型通所介護 個別機能訓練加算の見直し(案)

- 現行の個別機能訓練加算（Ⅰ）（Ⅱ）を統合し、
 - ・ 人員配置要件：小規模事業所でも必要な人員を確保できるよう、専従1名以上（配置時間帯の定めなし）とする。
（ただし人員欠如減算・定員超過減算を算定している場合は、個別機能訓練加算を算定しない。）
 - ・ 機能訓練項目：利用者の心身の状況に応じて項目設定を行うことができるよう、身体機能向上・生活機能向上のいずれかを目的として設定するのではなく、両者を柔軟に組み合わせて設定できることとする。
 - ・ 訓練対象者・訓練実施者：「個別」機能訓練であることをふまえ、5人程度以下の小集団又は個別に、機能訓練指導員が直接実施する。 こととしてはどうか。

- ただし、これまで個別機能訓練加算（Ⅰ）（Ⅱ）を併算定していた事業所もあることをふまえ、人員配置につき、常勤・専従1名以上（サービス提供時間帯を通じて配置）を要件とする上位区分を設けてはどうか。

個別機能訓練加算（案）				
ニーズ把握・情報収集	通所介護・地域密着型通所介護事業所の職員が、利用者の居宅を訪問し、ニーズを把握するとともに、居宅での生活状況を確認。			
機能訓練指導員の配置	基本要件	専従1名以上配置 (配置時間の定めなし)	上位区分	専従1名以上配置 (サービス提供時間帯を通じて配置)
	<p style="color: #e91e63;">※人員欠如減算・定員超過減算を算定している場合は、個別機能訓練加算を算定しない。</p> <p style="color: #0070c0;">※基本要件については、運営基準上配置を求めている機能訓練指導員により満たすこととして差し支えない。上位区分については、運営基準上配置を求めている機能訓練指導員に加えて専従で1名以上配置することとする。</p> <p>※機能訓練指導員 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師 (はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)</p>			
計画作成	居宅訪問で把握したニーズと居宅での生活状況を参考に、多職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成。			
機能訓練項目	利用者の心身の状況に応じて、身体機能・生活機能向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定。			
訓練の対象者	5人程度以下の小集団又は個別			
訓練の実施者	機能訓練指導員が直接実施			
進捗状況の評価	上記の過程を3ヶ月に1回以上実施し、個別機能訓練計画の進捗状況等に応じ、訓練内容の見直し等を行う。			